

四万十町猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫（本町に生息する猫で、所有者がいないことが明らかであるものをいう。以下同じ。）の適正な管理を推進することにより、町民等に動物の愛護及び管理の意識を啓発し、町民の良好な生活環境を保持するため、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に要する費用に対し、四万十町猫の不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、四万十町補助金等交付規則（平成18年四万十町規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 四万十町内を所在地とする団体
- (2) 飼い主のいない猫を管理していること
- (3) 四万十町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年四万十町規則第16号）第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者でないこと

(補助対象猫)

第3条 補助金の交付の対象となる猫（以下「補助対象猫」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たしたものとする。

- (1) 四万十町内に生息する飼い主のいない猫であること
- (2) 営利を目的に飼養管理されていないこと
- (3) 不妊・去勢手術済みであることが分かる身体的識別措置（獣医師による耳カット）が講じられたもの

(補助金額)

第4条 補助金の額は、補助対象猫1匹につき、次の各号に掲げる手術の区分に応じ、当該手術に要する費用につき当該各号に定める額を限度として予算の範囲内において、町長が認める額とする。

- (1) 不妊手術 15,000円
- (2) 去勢手術 10,000円

(補助金の交付申請)

第5条 申請者は、手術を実施した日の属する年度の末日までに、四万十町猫の不妊・去勢手術費補助金交付申請兼請求書（様式第1号）に当該手術に係る領収書及び関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金額を確定し、四万十町猫の不妊・去勢手術費補助金交付決定兼補助金額支払通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するとともに補助金を交付するものとする。不相当と認めるときは四万十町猫の不妊・去勢手術費補助金交付却下通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第7条 町長は、補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金に係る法令、規則又は要綱の規定に違反したとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(調査等)

第9条 町長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条及び第9条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。